

# 会 則

1976年 10月 1日 制定  
1977年 10月 28日 改正  
1978年 10月 30日 改正  
1989年 5月 31日 改正  
1992年 5月 29日 改正  
1994年 5月 27日 改正  
1999年 5月 21日 改正  
2017年 5月 19日 改正

プロセス計装制御技術協会

Instrumentation & Process Control Engineers' Association

(略称 I P C)

# プロセス計装制御技術協会（IPC）

## 会 則

1976年10月 1日制定

1977年10月28日改正

1978年10月30日改正

1989年 5月31日改正

1992年 5月29日改正

1994年 5月27日改正

1999年 5月21日改正

2017年 5月19日改正

## 第1章 総 則

（名 称）

第 1 条 この協会は、プロセス計装制御技術協会（Instrumentation & Process Control Engineers' Association 略称IPC）と称する。

（事務局）

第 2 条 この協会の事務を処理する事務局は、理事会に於て定める。

## 第2章 目的および事業

（目 的）

第 3 条 この協会は、プロセス制御および計装に関する技術の向上、および技術者の健全な進歩を図り、併せてエンジニアリングに於ける技術および手法の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この協会は、第3条の目的を達成するために、プロセス制御

および計装に関し、次の事業を行う。

1. 標準化・規格化の促進
2. 技術の交流と普及・向上
3. 技術の専門的調査研究
4. 新技術・新手法の開発と応用
5. 関係団体・行政機関への協力
6. その他この協会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 会員は、次の2種とする。

1. 正 会 員

エンジニアリング業を営み、かつプロセス計装制御技術者を有する法人であって、この協会の目的に賛同して入会したものを。

2. 賛助会員

この協会の目的に賛同して、協会の事業に協力する法人または計装制御技術に関連する団体。

(入 会)

第 6 条 この協会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得て、会員となることができる。

(資格喪失)

第 7 条 この協会の会員は、その種別の資格に適合しなくなった場合に、その資格を失う。

(脱 会)

第 8 条 会員は、任意に別に定める様式に基づき所定の手続きをとることにより、この協会から脱会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当し、総会の議決を経たときは、除名される。

1. 会員の義務に違反した時
2. この協会の名誉を毀損し、また目的に反する行為をなした時
3. 会費を正当な理由なく長期間滞納した時

## 第 4 章 権利および義務

(参 加)

第 10 条 会員は、この協会の総会および部会・ワーキンググループ (WG) を通じ意見を表明することができる。

(報 告)

第 11 条 会員は、この協会の事業について報告を求め、意見を述べることができる。

(協 力)

第 12 条 会員は、この協会の会則を遵守し、この協会の健全な運営のために協力する義務を負い、協会の決定に従わなければならない。

(就 任)

第 13 条 会員は、この協会の役員または委員に選任された場合は就任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により就任できない場合はその理由を選出機関に開示し、その承認を得なければならない。

(入会金および会費)

第 14 条 会員は、別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第 15 条 会員は、その資格を喪失したときより、会員としての一切の権利を失う。

## 第5章 総 会

(構 成)

第 16 条 総会は、正会員および評議員をもって構成する。

(機 能)

第 17 条 次の事項は、総会に提出して、その承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 予算決算報告
3. 事業計画
4. 役員を選出
5. 会則の改訂
6. 他団体への加入
7. その他理事会に於て必要と認めた事項

(招 集)

第 18 条 通常総会は毎年一回、事業年度終了後2ヶ月以内に会長がこれを招集する。臨時総会は必要に応じて理事会の議決を経て、会長がこれを招集する。

(招集方法)

第 19 条 総会の日時および場所ならびに議案は、理事会の承認を得て事前に正会員および評議員に通知しなければならない。

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決方法)

第 21 条

1. 総会の議決権は正会員および評議員が有する。

2. 総会の議決は、総議決権の3分の2以上が出席し、出席議決権の過半数の同意により決する。
3. 正会員および評議員が総会に出席できないときは、所定の代理委任状をもって議決権を行使することができる。
4. 可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第6章 役員および評議員

(役員および評議員)

### 第22条

1. この協会の役員として理事12名以内、監事1名をおく。
2. 理事のうち会長1名、副会長2名を定めるほか、必要に応じて補佐役を設ける。
3. この協会の評議員として5名以上、理事と同数以内をおく。

(選 任)

### 第23条 役員および評議員の選任は次の通りとする。

1. 理事および監事は、総会に於て正会員代表者のうちから選任する。
2. 会長・副会長は理事の互選により定める。
3. 評議員は賛助会員の中から理事会の推薦に基づき正会員および賛助会員の過半数の同意により定める。

(職 務)

### 第24条

1. 役員は、総会の議決に基づいて会務を執行する。
2. 会長は、この協会を代表し会務を統轄する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 監事は、この協会の資産会計および業務の状況を監査する。

(任 期)

第 25 条

1. 役員および評議員の任期は2事業年度とする。ただし、重任を妨げない。
2. 役員および評議員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その任にあたるものとする。
3. 法人代表者である理事が、当該法人の代表者でなくなったときは、後任の同法人代表が前任者に代わって理事または監事となる。

(解 任)

第 26 条 役員または評議員が役員または評議員としてふさわしくない行為をなした時は、議会の議決によりこれを解任することができる。

## 第7章 理事会

(構 成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第 28 条 理事会は、会則の規定および総会の議決に基づき、次の事項を執行する。

1. 会長・副会長の選出
2. 会員の審査
3. 総会への議案作成
4. 会則・規定および総会議決事項の執行
5. 部会・ワーキンググループ(WG)の設置の承認
6. 評議員の推薦
7. その他総会の議決を要しない会務の執行

(招 集)

第 29 条 理事会は、随時会長が招集し、会長がその議長にあたる。

(議決方法)

- 第 30 条 1. 理事会は、これを構成する役員のうち2分の1以上が出席し、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
2. 理事が、理事会に出席できないときは、所定の代理委任状をもって議決権を行使することが出来る。

## 第8章 部会・ワーキンググループ (WG)

部会・ワーキンググループ (WG)

- 第 31 条 この協会の事業に関して、理事の諮問に応ずるため必要あるときは、理事会の承認を得て、必要な委員を委嘱して構成する常設・臨時の部会・ワーキンググループ (WG) を設けることができる。

## 第9章 資産および会計

(資産の構成)

- 第 32 条 この協会の資産は、次の各号をもって構成する。
1. 会費および入会金
  2. 寄付金品
  3. その他の収入

(資産の管理)

- 第 33 条 この協会の資産は、会員が管理し、その運用は理事会の議決による。

(経費の支弁)

- 第 34 条 この協会の経費は、資産をもって支弁する。



(予算決算)

第 35 条 この協会の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後、その年度末財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 36 条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第 1 0 章 解 散

(解 散)

第 37 条 この協会の解散は、理事会および総会に於て、総議決権の3分の2以上が出席し、出席議決権の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第 1 1 章 雑 則

(規 定)

第 38 条 この会則によって、この協会の業務を執行するために必要な諸般の規定は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。